

令和8年度 太成学院大学 障がい学生支援の基本方針

1. 基本理念

本学は「教育は徳なり」の建学精神に基づき、障がいの有無に関わらず、全ての学生が平等に学修の機会を持てるよう尽力する。

2. 定義

本基本方針における「障がい者」の定義は、『障害者基本法第二条』に依る。

第二条

この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

3. 支援方針

学生あるいは保護者からの必要性に基づき、本人の意思を尊重しつつ、可能な限り合理的な配慮を行う。公平性を失うような評価基準の変更等を行わない。

4. 配慮方法

(1) 障がい者支援の基本的流れ

障がいを持つ学生から支援の必要性に鑑み、面談等によりその必要性を検討し、担当教員、学生主事、事務局等の関係者で協議する。後、本人の合意を得た上で支援を行う。

(2) 相談窓口

障がいを持つ学生のための相談窓口を設置し、学生に周知する。

(3) 施設整備

全ての学生が学内で快適な生活を送れるよう施設整備に努める。バリアフリーに関しては、学生に場所を周知する。

学生サービス課